

令和8年度
企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業



「年収の壁」を知る

第3回 女性が活躍するための 「年収の壁」普及啓発セミナー

10月20日（火） 13:30～15:30

<講師>

池田 優子（社会保険労務士）

板倉 京（税理士）



～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・年収の壁の概要
- ・年収の壁における6つの壁

2 税金と社会保険の壁

- ・社会保険の壁
 - 106万円の壁の撤廃
 - 130万円の壁
 - 扶養判定方法の変更について

・税金の壁

- 所得税について
 - 「178万円の壁」
 - 住民税について
 - 「119万円の壁」
 - 配偶者特別控除
 - 「169万円・207万円の壁」
 - 年末調整について
- ～質疑応答①～

3 社会保険の扶養について

- ・社会保険、税金の扶養の違いについて
- ・税金と社会保険の扶養計算の違い
- ・扶養判定時の提出物について

4 「壁を超える」という選択肢

～質疑応答②～

5 今後に向けたメッセージ



ご留意点

○講義中に、質疑応答のお時間を設けています。

年収の壁に関するご質問を、画面下にある「Q&A」ボタンからご入力ください。

※この「Q&A」でのご質問はセミナーの最中、随時受け付けておりますので、いつでもお気軽にご質問ください。

※全てのご質問にはお答えできかねますこと、予めご了承ください。

○本セミナーは録画の上で、後日アーカイブとしてホームページ上で公開いたします。

※11月下旬頃を予定しております。

○セミナー終了後にZoomから退出される際、アンケート回答画面に移ります。

1分間程度で終わる簡単なものになりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

本日の講師紹介



池田 優子

社会保険労務士

汐留社会保険労務士法人 役員



板倉 京

税理士

株式会社ウーマン・タックス 代表取締役

～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・年収の壁の概要
- ・年収の壁における6つの壁

2 税金と社会保険の壁

- ・社会保険の壁
 - 106万円の壁の撤廃
 - 130万円の壁
 - 扶養判定方法の変更について

- ・税金の壁
 - 所得税について
 - 「178万円の壁」
 - 住民税について
 - 「119万円の壁」
 - 配偶者特別控除
 - 「169万円・207万円の壁」
 - 年末調整について
- ～質疑応答①～

3 社会保険の扶養について

- ・社会保険、税金の扶養の違いについて
- ・税金と社会保険の扶養計算の違い
- ・扶養判定時の提出物について

4 「壁を超える」という選択肢

～質疑応答②～

5 今後に向けたメッセージ

そもそも「年収の壁」とは？

1. 年収の壁とは？

「**年収の壁**」とは、パートなどで働く人の年収が一定額を超えると、税金や社会保険料がかかりはじめたり、配偶者や親族の扶養から外れたり、手取り額に影響が出る年収の目安のことです。年収の壁には、大きく分けて「**税金の壁**」と「**社会保険の壁**」があります。

年収の壁を
超えそうだな・・・



この「**年収の壁**」を意識して働く時間を調整する方が多くいらっしゃいます。近年は厳しい人手不足の状況や、働き方の多様化、賃金の上昇などを背景に、制度の見直しが進んでいます。



年収の壁における6つの壁

1. 年収の壁とは？

いわゆる「年収の壁」にはいくつかの壁がありますが、ここでは6つの壁について説明します。手取り額や家計への影響が大きいのは、社会保険に関する壁ですが、106万円の壁は令和8年10月に撤廃されました。

■ 税金の壁

119万：住民税課税

住民税がかかりはじめる。

(去年まで：110万)

169万：所得税配偶者特別控除が満額受けられなくなる

本人の収入増にしたがい、配偶者の控除額が段階的に減っていく。

(去年まで：160万)

178万：所得税課税

所得税がかかりはじめる。

(去年まで：160万)

207万：所得税配偶者特別控除がなくなる

本人の年収が207万円を超えると、配偶者の配偶者特別控除がゼロになる。

(去年まで：201万)

■ 社会保険の壁



(106万)：ご自身に**社会保険**加入義務が発生
※勤務先の企業規模やご自身の労働時間等による。

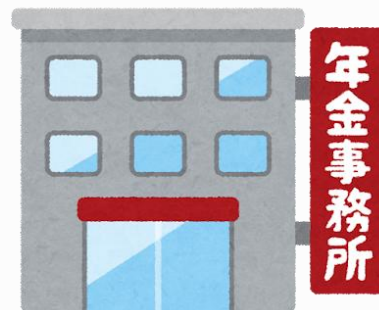
⇒**令和8年10月に撤廃！**

週20時間の壁になりました！



130万：配偶者の**社会保険**の扶養から外れる

本人が加入要件を満たす場合は勤務先の社会保険（健康保険・厚生年金）に加入、満たさない場合は国民健康保険・国民年金に加入。



影響度

大

～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・年収の壁の概要
- ・年収の壁における6つの壁

2 税金と社会保険の壁

- ・社会保険の壁
 - 106万円の壁の撤廃
 - 130万円の壁
 - 扶養判定方法の変更について

- ・税金の壁
 - 所得税について
 - 「178万円の壁」
 - 住民税について
 - 「119万円の壁」
 - 配偶者特別控除
 - 「169万円・207万円の壁」
 - 年末調整について
- ～質疑応答①～

3 社会保険の扶養について

- ・社会保険、税金の扶養の違いについて
- ・税金と社会保険の扶養計算の違い
- ・扶養判定時の提出物について

4 「壁を超える」という選択肢

～質疑応答②～

5 今後に向けたメッセージ

加入条件①

週の所定労働時間および月の所定労働日数が、常時雇用されている従業員（フルタイム）の4分の3以上である方

<例>

・正社員の所定労働時間が週40時間 月22日勤務の場合

⇒週40時間×3/4=30時間

⇒月22日×3/4=16.5日（端数を切り上げると17日）

⇒通常の労働者と同じ扱い（被保険者）

加入条件②

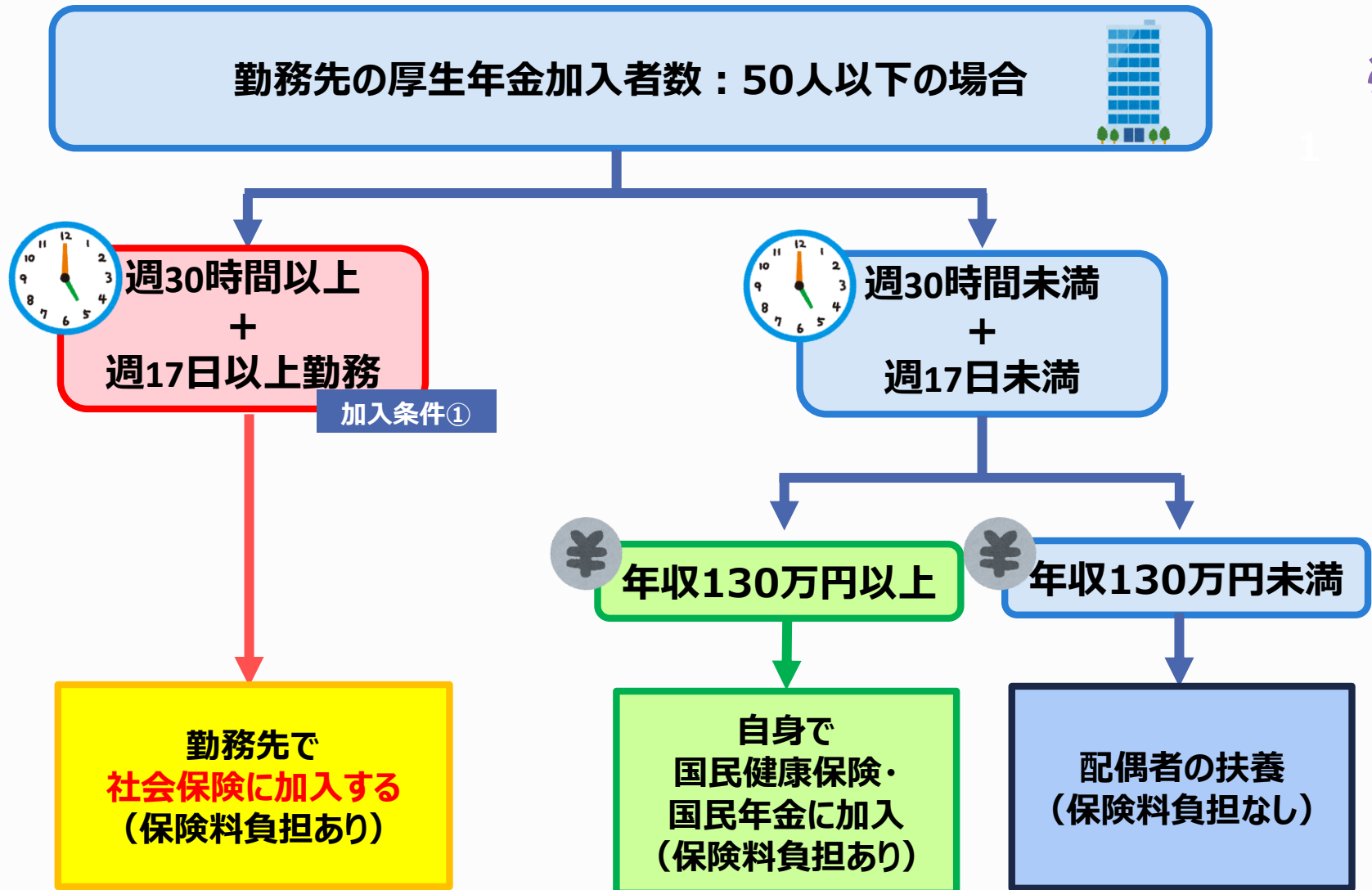
加入条件①を満たさない場合でも、

厚生年金加入者が常時51人以上の企業（特定適用事業所）で勤務し、週所定労働時間が20時間以上など一定の条件を満たす方

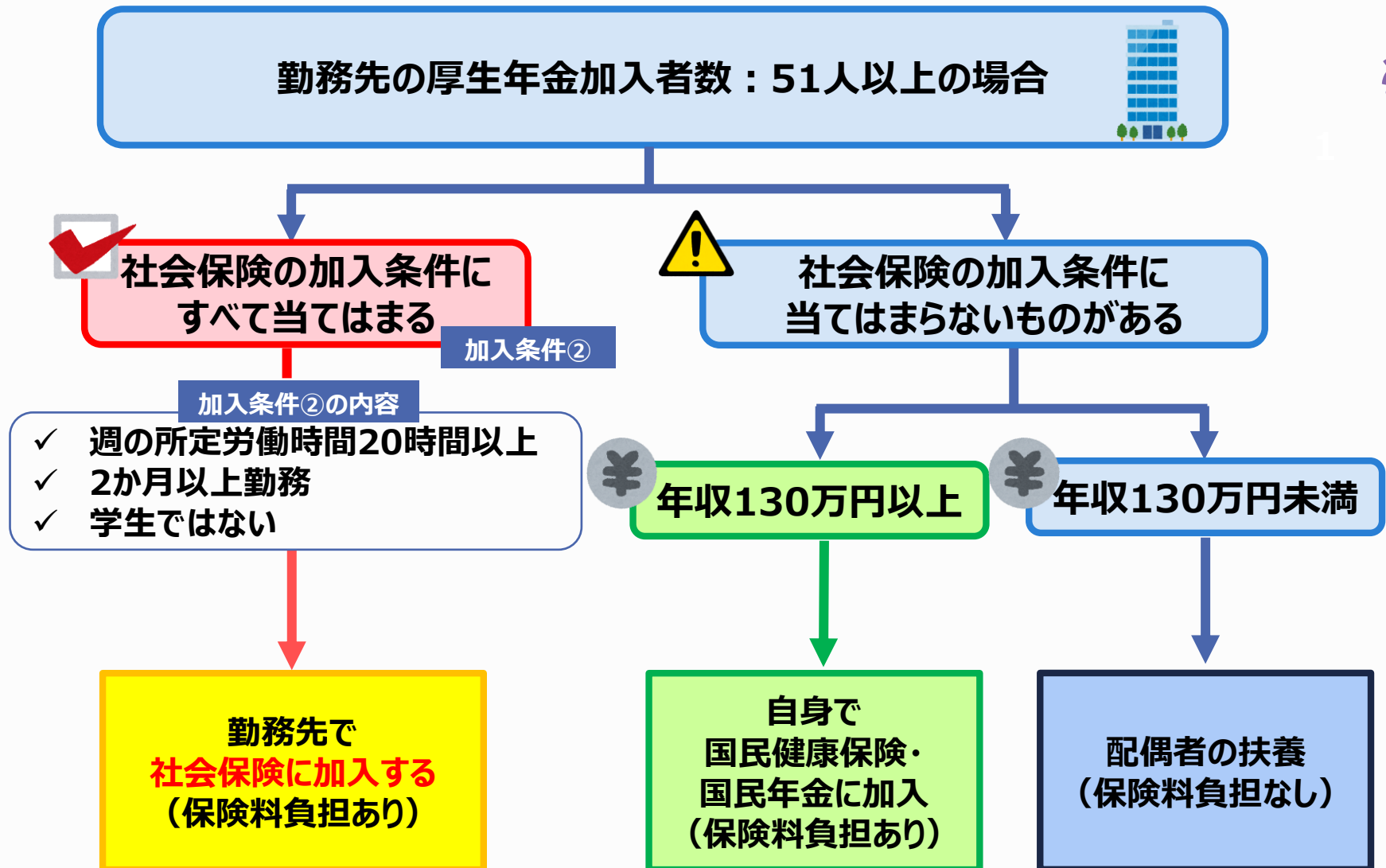
⇒短時間労働者



社会保険の加入条件（※勤務先の厚生年金加入者数：50人以下の場合）



社会保険の加入条件（※勤務先の厚生年金加入者数：51人以上の場合）



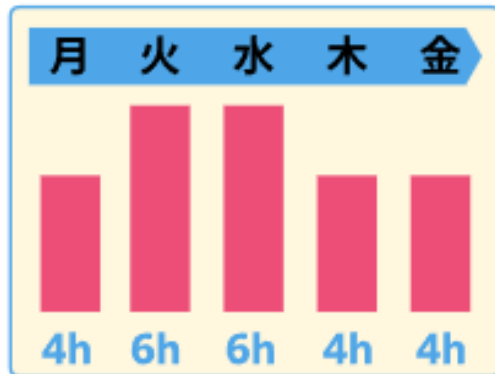
厚生年金加入者が51人以上の企業等にお勤めの場合

以下の基準すべてに当てはまると、社会保険に加入することになります。
特に「**週20時間以上**」の要件が中心となり、これからは『**週20時間の壁**』と覚えて
いただくとわかりやすいです。

■ 社会保険加入要件

※労働時間及び労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員は、既に社会保険の対象です。

🔍 週の所定労働時間が
20時間以上



※1 残業時間は原則含みませんが、常に残業が発生している場合などは、週の所定労働時間の算出に含むことがあります。

🔍 **学生ではない**



※2 一部の教育施設に在学する方、休学中、定時制、通信制の方などは加入対象となります。

インターンも
対象

※3 この他、フルタイムの従業員と同じく2ヶ月を超えて雇用される見込みであることが必要です。

※4 賃金要件(所定内賃金が月額8.8万円以上)については、令和7年年金制度改正により、2026年10月に撤廃されました。

➡ **2026年10月「106万円の壁」撤廃**

厚生年金加入者が51人以上の企業等にお勤めの方 週20時間以上の勤務で社会保険に加入

週20時間以上など条件を満たすとご自身も社会保険に加入することになり、社会保険料（年収の約15%）が発生します。その分、手取り額は減少します。

■ご自身の手取り額の変化（時給1,280円で計算） ※2026年10月より、東京都の最低賃金が時給1,280円に改定

労働時間	週19時間	週20時間	(差額)
a. 収入(年収)	1,264,640	1,331,200	+約6.7万円
b. 社会保険料	¥0	¥198,000	+19.8万円
c. 雇用保険料	¥0	¥6,656	+約0.7万円
d. 所得税	¥0	¥0	—
e. 住民税	¥20,900	¥7,300	—約1.4万円
f. 控除合計(b+c+d+e)	¥20,900	¥211,956	+約19.1万円
g. 手取り額(a-f)	¥1,243,740	¥1,119,244	—約12.4万円

社会保険料
が発生
(年収の約
15%)

手取り額が
約12.4万円
減少します

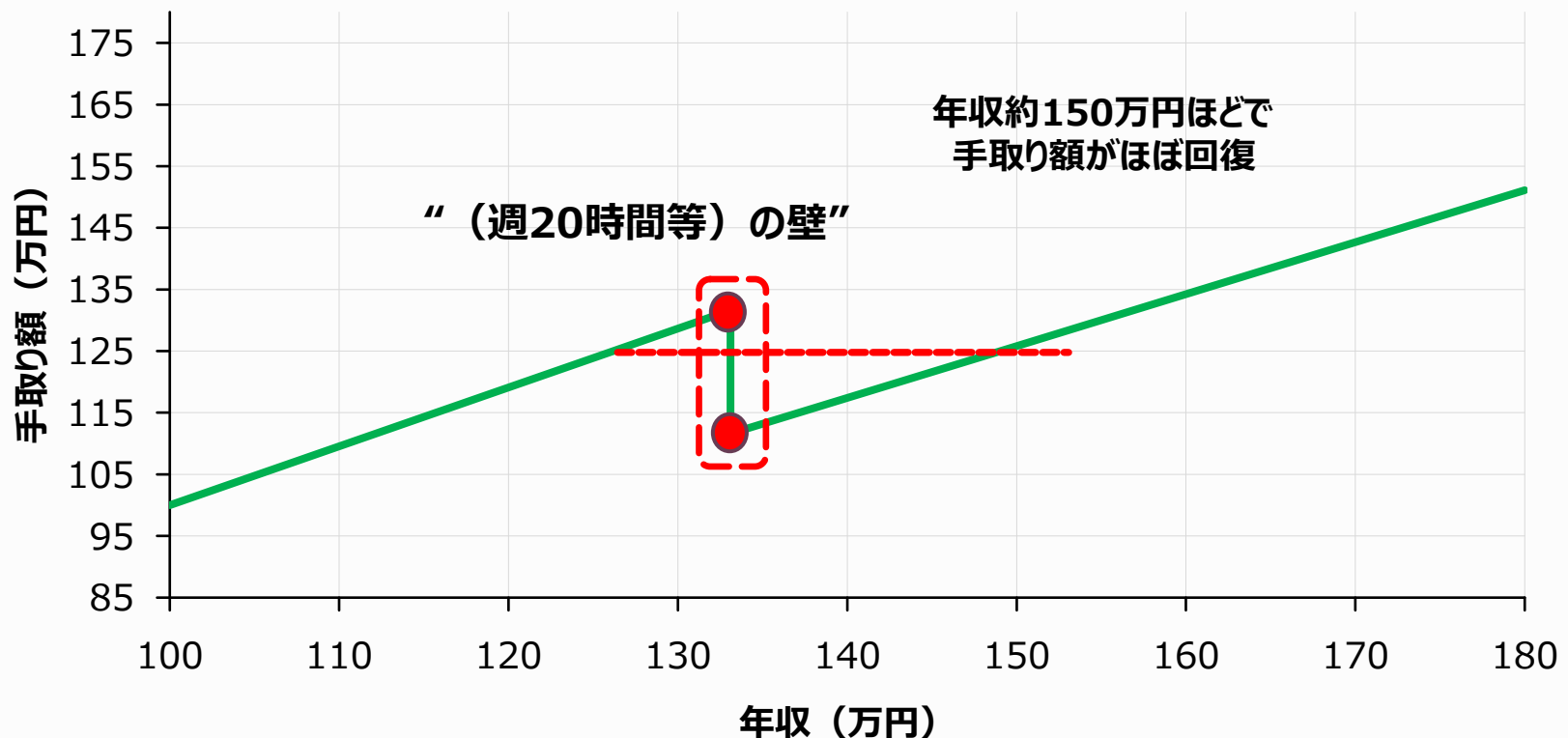
※実額は、年齢、勤務先、保険者、住む自治体などで変動します。

社会保険に加入した際の手取り額の変化（イメージ図）

※厚生年金加入者が**51人以上の企業等にお勤めで週20時間以上お仕事する方**

社会保険に加入すると手取り額は**約12.4万円減少**しますが、年収増に伴い手取り額も回復に向かいます（年収約150万円ではほぼ回復）。

< 手取り額変化イメージ >



※このイメージでは、配偶者の扶養（年収130万円基準）は考慮不要とします。
実際の金額や「手取りが回復する水準」は、年齢、世帯構成、加入する保険者、自治体等により異なります。

配偶者（夫または妻）が会社員・公務員の場合、
年収130万円未満であれば、配偶者の社会保険の被扶養者として、自分で保険料を負担せずに健康保険・年金の保障を受けられます。

年収130万円以上になると（※）、配偶者の社会保険の扶養から外れ、自分自身で社会保険に加入することになります。

- ・勤務先が社会保険適用事業所で加入要件を満たす場合
→ **健康保険・厚生年金**に加入（保険料は労使折半）
- ・上記に当てはまらない場合
→ **国民健康保険・国民年金**に加入（保険料は全額自己負担）
（例）フリーランス・個人事業主、就業先の社会保険加入要件に当てはまらない方 など

（※）

- ・認定対象者が60歳以上の場合、または障害年金を受給している場合は、180万円が基準額
- ・被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は、150万円が基準額（令和7年10月1日以降の扶養認定）



厚生年金加入者が50人以下の企業等にお勤めの方 週30時間以上お仕事する方

週30時間以上勤務すると、ご自身も社会保険（厚生年金・健康保険）に加入することになります。それまで国民健康保険・国民年金を負担されていた方は、社会保険料の自己負担が変化します。

■ 本人の手取り額の変化（時給1,280円で計算） ※2026年10月より、東京都の最低賃金が時給1,280円に改定

労働時間	週29時間【国保・国年】	週30時間【社会保険】	(差額)
a. 収入(年収)	¥1,930,240	¥1,996,800	+約6.7万円
b. 社会保険料	¥409,347	¥306,000	-約10.3万円
c. 雇用保険料	¥9,651	¥9,984	+333円
d. 所得税	¥0	¥0	-
e. 住民税	¥45,600	¥59,600	+約1.4万円
f. 控除合計(b+c+d+e)	¥464,598	¥375,584	-約8.9万円
g. 手取り額(a-f)	¥1,465,642	¥1,621,216	+約15.6万円

国保・国年と比べて社会保険料の自己負担が減少

社会保険加入で手取り額が約15.6万円増加

※実額は、年齢、勤務先、加入する保険者、自治体等で変動します。

厚生年金加入者が50人以下の企業等にお勤めの方 週30時間未満お仕事する方

年収130万円以上で配偶者の扶養から外れますが、パート勤務先の社会保険に加入できないため、本人は国民健康保険・国民年金に加入することになります。

■ 本人の手取り額の変化（週20時間未満勤務の場合）

	扶養内	扶養外・国保国年	(差額)
a. 収入(年収)	1,290,000	1,300,000	+1.0万円
b. 社会保険料	¥0	¥328,000	+32.8万円
c. 雇用保険料	¥0	¥0	—
d. 所得税	¥0	¥0	—
e. 住民税	¥23,500	¥5,000	−1.9万円
f. 控除合計(b+c+d+e)	¥23,500	¥333,000	+約31.0万円
g. 手取り額(a-f)	¥1,266,500	¥967,000	−約30.0万円

国保:11.3万
国年:約21.5万

住民税は減る

手取り額が
減ってしまう

※実額は、年齢、勤務先、加入する保険者、自治体等で変動します。

社会保険（厚生年金・健康保険）に加入するとどうなる？

メリット😊

社会保険（厚生年金・健康保険）に加入することで、
医療や死亡のリスク、将来の年金など保障が手厚くなります。
厚生年金への加入により**将来の年金額が増加**します。
傷病手当金や出産手当金など、**健康保険の各種給付**も受けられます。



デメリット😞

社会保険料の負担が発生し、賞与からも保険料が
控除されるため、**一時的に手取りが減少する場合があります。**
また、配偶者の勤務先企業から支給される配偶者手当が
受け取れなくなる場合があります。



NEW

2026年4月から施行

**社会保険の扶養の判定方法が
変わりました！**



「130万円の壁」～労働契約内容による運用～

＜これまでと何が変わる？＞

労働条件通知書、雇用契約書に記載された働き方で確認する

労働条件通知書等に記載された時給・所定労働時間・所定労働日数・諸手当などをもとに、今後1年間の収入見込みが130万円未満かどうかを確認します。

被扶養者の判定方式

	給与収入以外に他の収入がある場合	給与収入のみの場合
	旧方式	新方式（2026年4月～）
判定方法など	過去、現時点の収入などから、 所定外賃金を含めた今後1年間の 見込み収入により判定	労働契約段階での見込み収入を 基に判断 （労働契約に明確な規定がない 残業代は含まない）
必要書類	課税証明書、収入証明書	●労働条件通知書 ●「給与収入のみ」の申立書

（留意事項）

例えば、以下のように年間収入の判定ができない場合、本取り扱いでの認定はできません。

ア. 被扶養者（異動）届の「被扶養者になった日」から起算して通知書等上の契約期間が1年未満の場合

イ. 「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合

ウ. 「通勤手当有」等となっており、手当の金額が不明確な場合

おさえておきたいポイント！

- ① 契約どおりの働き方を前提に判断されますが、実態とズレが大きい場合は
扶養継続が認められない場合があります。
- ② 給与以外の収入がある人は、従来通り、過去の実績も参考にしつつ、今後1年の総合的な収入で判断されます。
- ③ 労働条件通知書の内容（時給・所定労働時間・所定労働日数・諸手当など）が扶養判定の重要な確認資料になります。
最新の契約内容を確認しておきましょう。
- ④ 扶養の最終判断は、加入している保険者（協会けんぽ／各健康保険組合）が行います。組合によって運用が異なる場合があるため、**配偶者の加入している協会けんぽや健康保険組合に確認することをお勧めします。**

出典：厚生労働省「労働契約内容による、年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係るQ & Aについて」を基に作成



ダブルワークをしている方の場合

1つの事業所ごとに、社会保険加入要件を満たしているかを判定していきます。

パターン	社会保険加入について
① 2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしていない。	加入しない。
② 片方の事業所のみ、社会保険加入条件を満たしている。	その片方の事業所で加入する。 ※ 報酬月額を合算せず、片方の事業所での報酬月額のみが保険料の基準となる。
③ 2つの事業所双方で、社会保険加入条件を満たしている。	「主たる事業所」を選択し、 年金事務所へ『二以上事業所勤務届』を提出する。 • この場合は、本人が主たる事業所を選択し、「二以上事業所勤務届」を提出する必要があります。標準報酬月額は、双方の事業所から受ける報酬を合算して決定され、社会保険料は各事業所での報酬額に応じて按分して負担します。 • また、健康保険の資格情報はマイナ保険証等、選択した健康保険制度に一本化される。

※ 2つの事業所のどちらにも社保加入していない場合、2つの事業所からの収入合計が130万円以上になると、扶養対象外となります。

個人事業主の場合

年間収入が130万円以上となると、ご自身で国民健康保険、国民年金に加入することになります。

- 認定対象者が60歳以上の場合、または障害年金を受給している場合は、180万円が基準額
- 被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の方は、150万円が基準額（令和7年10月1日以降の扶養認定）



オプション

年金については、
「国民年金基金」や「個人型確定拠出年金」
などに加入することができます。

※個人事業主の場合、健保組合によって『経費』として認められる範囲が税法と異なり、売上ベースに近い金額で判定されるケースが多いため、必ず事前に配偶者の加入保険者へご確認ください。



国民健康保険・国民年金の保険料について

勤務先で加入する社会保険は、保険料を会社と本人で負担します。
国民健康保険・国民年金に加入する場合は、本人が保険料を負担します。
同じ年収でも、加入する制度によって本人負担額が変わります。

(年間)

年収	被用者の社会保険料			個人事業主等の保険料※		
	健康保険	厚生年金	合計額	国民健康保険	国民年金	合計額
130万円	7.7万円	12.1万円	19.8万円	11.3万円	21.5万円 (一律)	32.8万円
150万円	8.8万円	13.8万円	22.6万円	14.0万円		35.5万円
200万円	11.9万円	18.7万円	30.6万円	20.1万円		41.6万円

※新宿区の令和8年度の例

第3号被保険者制度とは？

会社員や公務員などの第2号被保険者に扶養されている配偶者で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方をいいます。

第3号被保険者は、国民年金保険料の自己負担がありません。

第1号被保険者

農業、自営業者、
学生など

約**1,387**万人

●保険料の納付方法

加入者自身による

●加入の手続き

市(区)役所または町村役
場に加入者自身が届出

第2号被保険者

会社員や公務員など

約**4,672**万人

●保険料の納付方法

加入者の給料から自動天
引き(「会社などの負担額(加入者
と同額)と併せて会社などが納付」

●加入の手続き

勤め先の会社などが届出

第3号被保険者

第2号被保険者に
扶養されている配偶者
(年収130万円未満)

約**686**万人

●保険料の納付方法

自己負担なしのため不要
(配偶者が加入する年金制度が負担)

●加入の手続き

加入者自身が配偶者の会
社などを經由して届出

- 「106万円の壁」は「週20時間の壁」へ変化しています。
- 社会保険加入は一時的に手取りが減っても、長期的には収入増加や保障の充実・年金増加にもつながります。
- ダブルワークや副業を行う場合は、収入の合算や加入条件を確認する必要があります。
- 大切なのは制度を理解したうえで、自分や家族のライフプランに合った働き方を選ぶことです。



～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・年収の壁の概要
- ・年収の壁における6つの壁

2 税金と社会保険の壁

- ・社会保険の壁
 - 106万円の壁の撤廃
 - 130万円の壁
 - 扶養判定方法の変更について

・税金の壁

- 所得税について
 - 「178万円の壁」
 - 住民税について
 - 「119万円の壁」
 - 配偶者特別控除
 - 「169万円・207万円の壁」
 - 年末調整について
- ～質疑応答①～

3 社会保険の扶養について

- ・社会保険、税金の扶養の違いについて
- ・税金と社会保険の扶養計算の違い
- ・扶養判定時の提出物について

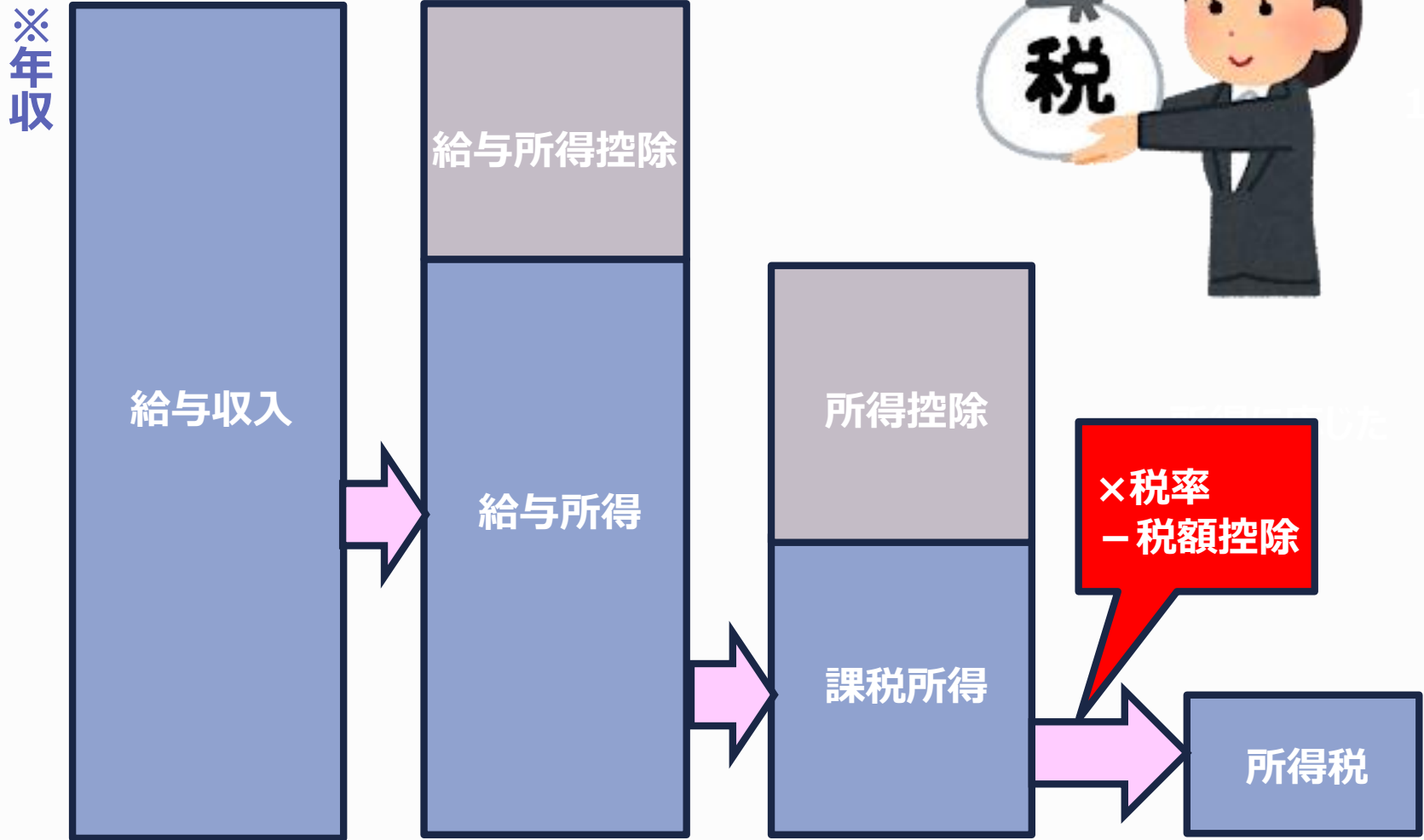
4 「壁を超える」という選択肢

～質疑応答②～

5 今後に向けたメッセージ

所得税ってどう計算するの？

2. 税金と社会保険の壁

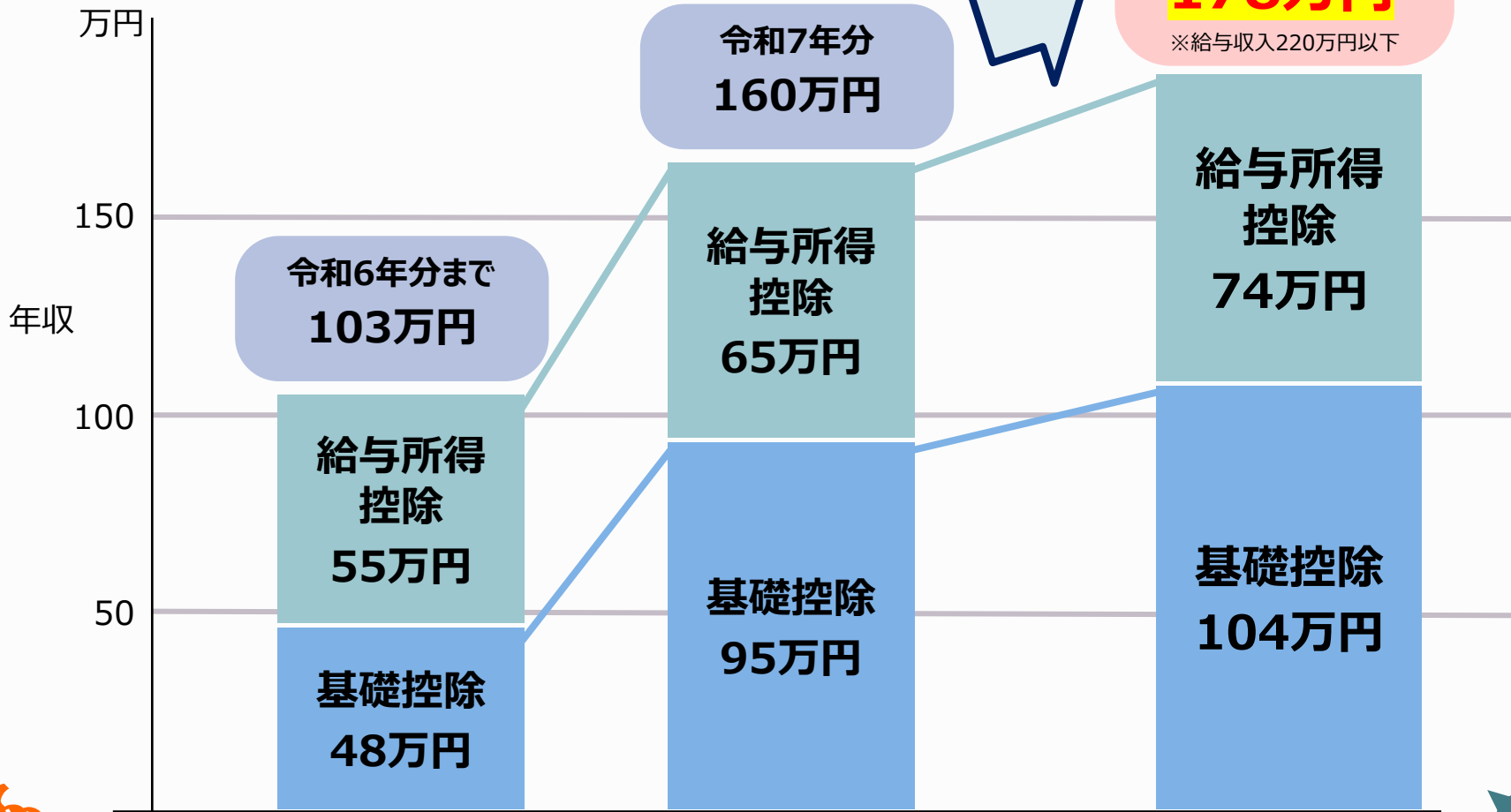


年収178万円の壁への引き上げ

2. 税金と社会保険の壁

基礎控除額・租税特別措置法の規定による加算額・給与所得控除額の最低保障額の見直しにより、所得税発生ラインが引き上げられます。

《所得税発生ラインの年収イメージ》



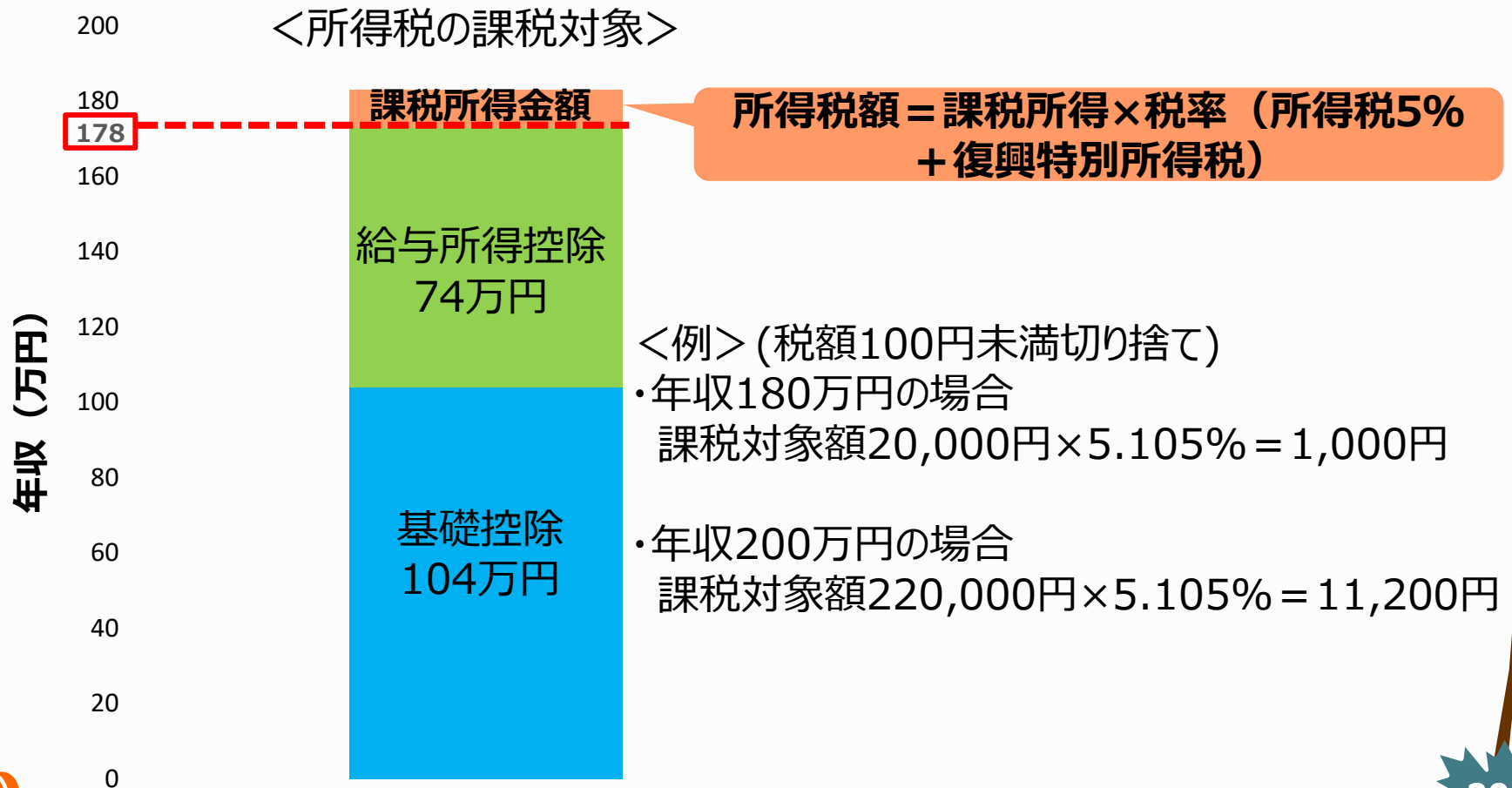
令和8年分
178万円
※給与収入220万円以下



＜参考＞ 給与収入178万円と所得税

※給与220万円以下の場合

年収から基礎控除（104万円）と給与所得控除（74万円）を差し引きます。
ほかに控除がなければ、課税所得に所得税率5%と復興特別所得税を適用します。



年収の壁 178万円の壁 所得税の発生

給与所得控除と基礎控除の合計が178万円ですが、社会保険料を支払うことになっても、税計算では社会保険料控除が受けられるため、年収179万円であっても所得税が発生しません。

■ 本人の手取り額の変化

※40歳以上、子ども・子育て支援金負担を12ヵ月分とした場合
(各保険料率は2026年4月分からの料率で計算) 以降同じ

a.収入（年収）		1,780,000	1,790,000	（差額）
	b.社会保険料	270,000	270,000	—
	c.雇用保険料	8,900	8,950	+ 0.0万円
	d.所得税	0	0	—
	e.住民税	35,600	36,600	+ 0.1万円
f.控除合計（b+c+d+e）		314,500	315,550	+ 0.1万円
g.手取り額（a-f）		1,465,500	1,474,450	+ 0.9万円

給与所得控除
74万円

基礎控除
104万円

74万円+104万円
→ **178万円**

所得税なし

住民税の差額

年収増加分、
収入が増えます

※住民税は、現時点での市町村のシミュレーションに基づき概算で計算されたもので、
2027年に課税される税額と異なる場合があります。

住民税ってどう計算するの？

住民税

=

所得割

(都道府県分 +
市区町村分)

+

均等割

(都道府県分 +
市区町村分)



○住民税は、所得割と均等割からなります。

○単身者の例では、給与所得45万円以下は非課税です。

○東京23区の所得割は、都民税4%・区民税6%、合計10%です。

東京23区の均等割

・都民税 1,000円

・区民税 3,000円

・森林環境税（国税）
1,000円

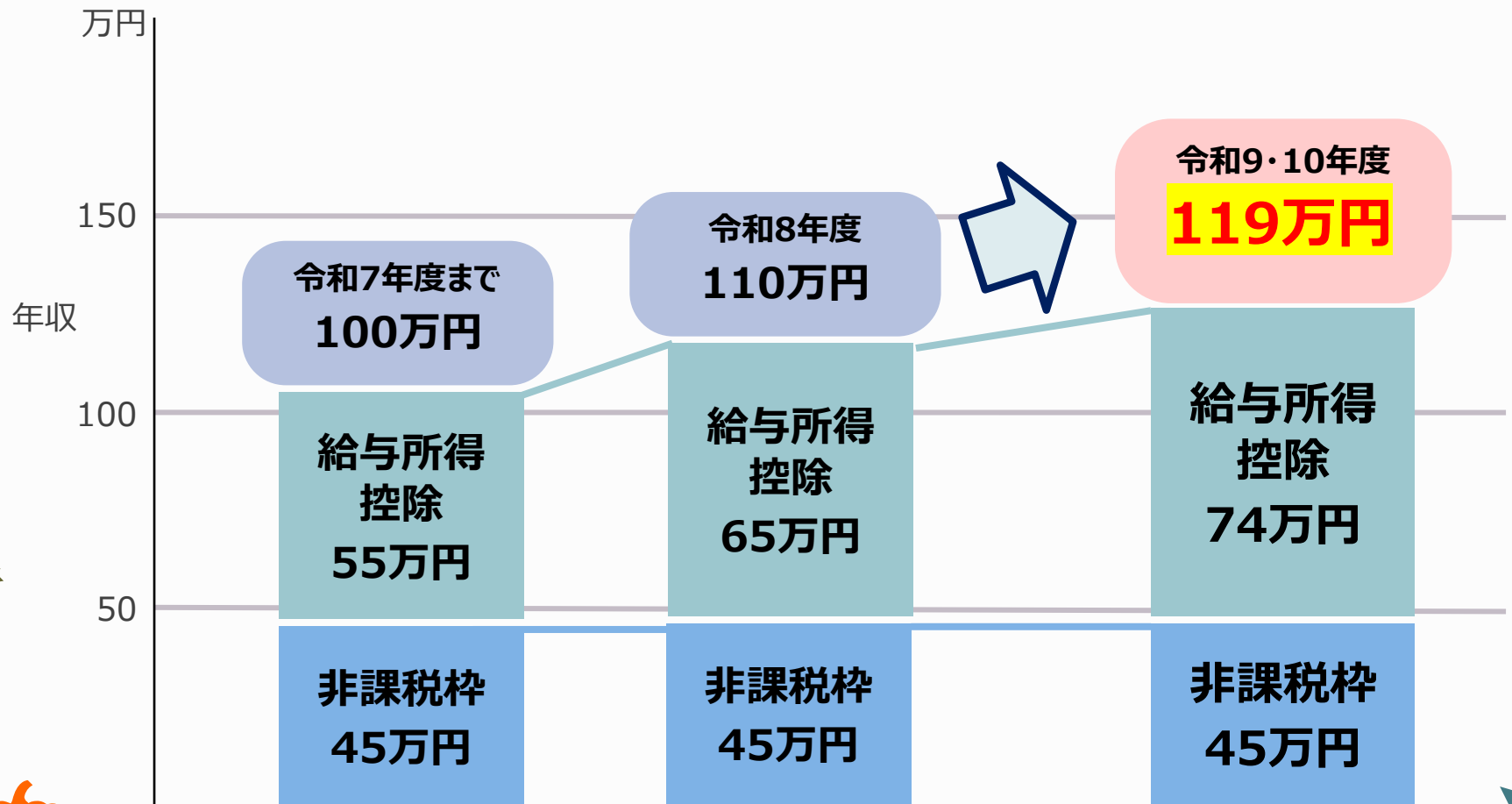
合計 5,000円



年収119万円の壁（住民税の壁）

給与所得控除額の見直しにより、住民税発生ラインが引き上げられます。

《住民税非課税ラインの年収イメージ》



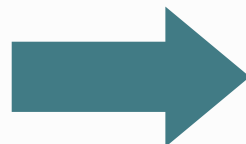
[169万円（改正前：160万円）の壁／ 207万円（改正前：201万円）の壁]

2. 税金と社会保険の壁

ご自身の給与収入が**169万円**を超えると、配偶者の「所得税」の配偶者特別控除が縮小します。

「住民税」の控除が減り始めるのは**174万円**を超えてからになります。
207万円を超えると、両方の控除がなくなります。

ご自身の収入と配偶者の税負担を、世帯で確認しましょう。



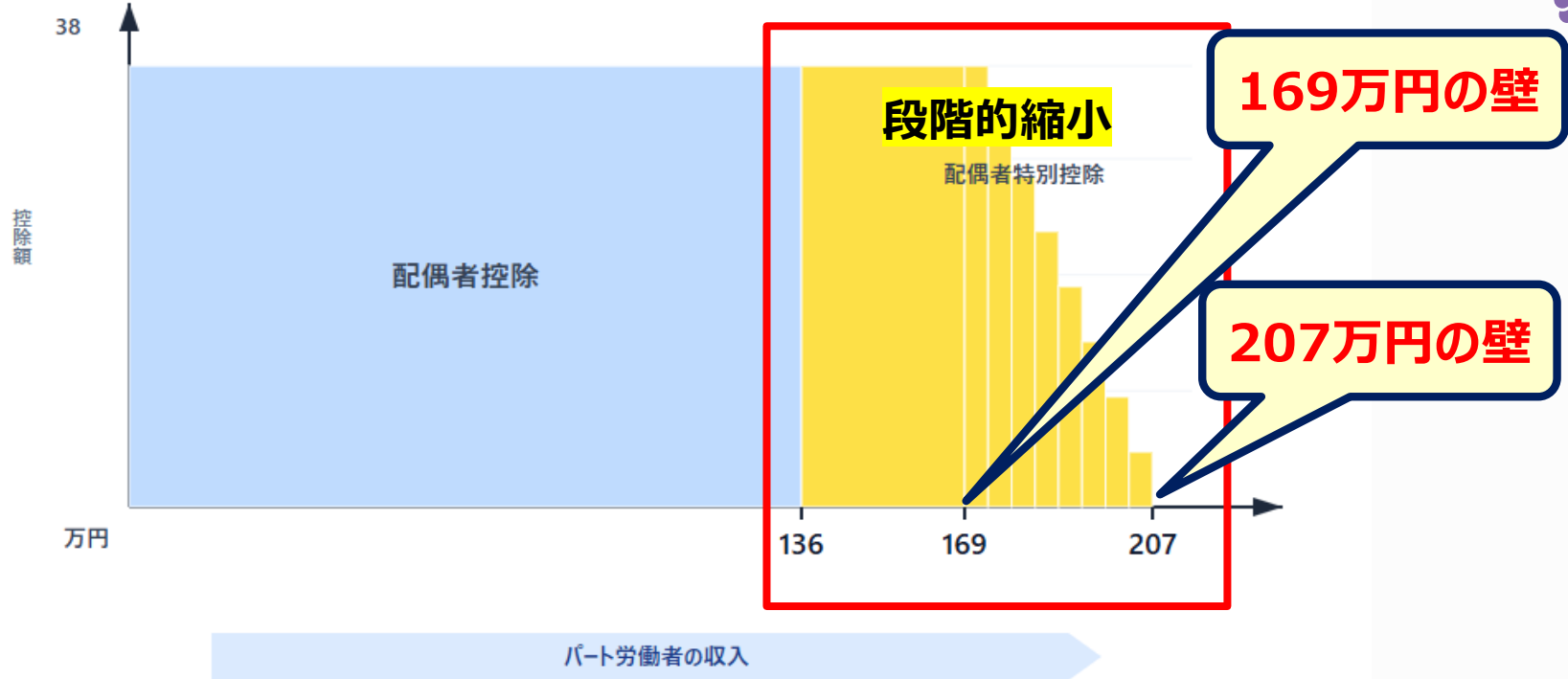
配偶者の税額が
段階的に増え始める



配偶者特別控除 控除額のイメージ

所得税の配偶者特別控除は169万円超、住民税は174万円超から縮小。
207万円超で、両方ともなくなります。

《所得税の控除額のイメージ図》



配偶者控除

年収 0 ～ 136万円
最大控除額 38万円を適用

特別控除（満額）

年収 136 ～ 169万円
控除額 38万円を維持

特別控除（漸減）

年収 169 ～ 207万円
段階的に減り、207万円で0に

※配偶者控除・配偶者特別控除を受けるためには、控除を受ける側の合計所得金額が1,000万円以下（給与収入額で1,195万円以下）であることも要件です。

<参考> 配偶者控除・配偶者特別控除について (夫の合計所得900万円以下)

① 配偶者控除（70歳未満）

配偶者の年収（合計所得金額）	所得税	住民税
136万円以下（62万円以下）	38万円	33万円

② 配偶者特別控除

配偶者の給与収入・年収（合計所得金額）	所得税	住民税
136万円超～ 169万円以下 （62万円超～95万円以下）	38万円	33万円
169万円超 ～174万円以下（95万円超～100万円以下）	36万円	33万円
174万円超～179万円以下（100万円超～105万円以下）	31万円	31万円
179万円超～184万円以下（105万円超～110万円以下）	26万円	26万円
184万円超～189万円以下（110万円超～115万円以下）	21万円	21万円
189万円超～194万円以下（115万円超～120万円以下）	16万円	16万円
194万円超～199万円以下（120万円超～125万円以下）	11万円	11万円
199万円超～204万円以下（125万円超～130万円以下）	6万円	6万円
204万円超～207万円以下（130万円超～133万円以下）	3万円	3万円

※夫の合計所得900万円超～1,000万円以下は控除額が段階的に減額、1,000万円超は適用なし

年収の壁～169万円の壁～

169万円超で、配偶者の所得税の控除が縮小します。
一方、本人の収入と手取りは増えます。

■本人の手取り額の変化

a. 収入（年収）	1,690,000	1,700,000	（差額）
b. 社会保険料	239,832	239,832	0
c. 雇用保険料	8,450	8,500	-50
d. 所得税	0	0	0
e. 住民税	32,100	33,100	-1,000
f. 控除合計（b+c+d+e）	280,382	281,432	-1,050
g. 手取り額（a-f）	1,409,618	1,418,568	8,950

給与所得控除
74万円

基礎控除
104万円

74万円+104万円
→178万円

所得税なし

住民税の差額

年収増加分、
収入が増えます

※社会保険料は概算です。住民税は均等割を含めて計算しております。

※住民税は、現時点での市町村のシミュレーションに基づいて計算されたもので、令和9年度に課税される税額と異なる場合があります。

年収の壁～169万円の壁～

本人の手取りは増えますが、配偶者の所得税が少し増えます。
住民税の配偶者特別控除は、この例では変わりません。

■ご自身の収入が169万円→170万円になった際の配偶者の手取り額の変化

a. 配偶者の収入	5,000,000	5,000,000	(差額)	配偶者の年収は 変わらないと想定
(本人の収入)	(1,690,000)	(1,700,000)		
b. 社会保険料	723,148	723,148	0	
c. 所得税	70,800	71,800	1,000	所得税が 少し増加
d. 住民税	212,600	212,600	0	
e. 控除合計 (b + c + d)	1,006,548	1,007,548	1,000	所得税の増加分、 収入が 少しだけ減ります
f. 手取り額 (a-e)	3,993,452	3,992,452	-1,000	

※所得税額は復興特別所得税を含みません。

年収の壁～207万円の壁～

本人の年収が207万円を超えると、配偶者の収入に対する配偶者特別控除がなくなります。配偶者の給与にかかる所得税・住民税に影響があります。

■ 本人の収入が207万円→208万円になった際の配偶者の手取り額の変化

a. 配偶者の収入	5,000,000	5,000,000	(差額)	配偶者の年収は 変わらないと想定
(本人の収入)	(2,070,000)	(2,080,000)		
b. 社会保険料	723,148	723,148	0	
c. 所得税	88,300	89,800	1,500	所得税・住民税 が増加
d. 住民税	242,600	245,600	3,000	
e. 控除合計 (b + c + d)	1,054,048	1,058,548	4,500	
f. 手取り額 (a-e)	3,945,952	3,941,452	-4,500	手取り額が 減ります

※住民税は、現時点での市町村のシミュレーションに基づいて計算されたもので、令和9年度に課税される税額と異なる場合があります。

※所得税額は復興特別所得税を含みません。

配偶者控除はどのくらい影響があるのか？

【設定】配偶者の年収500万円
社会保険料723,148円（約72.3万円）

所得税	配偶者控除あり	配偶者控除なし	差額	住民税	配偶者控除あり	配偶者控除なし	差額
配偶者の収入	5,000,000	5,000,000	0	配偶者の収入	5,000,000	5,000,000	0
STEP1 給与所得控除	1,440,000	1,440,000	0	STEP1 給与所得控除	1,440,000	1,440,000	0
STEP2 所得金額	3,560,000	3,560,000	0	STEP2 所得金額	3,560,000	3,560,000	0
STEP3 所得控除合計	2,143,000	1,763,000	-380,000	STEP3 所得控除合計	1,483,000	1,153,000	-330,000
STEP4 課税所得	1,417,000	1,797,000	380,000	STEP4 課税所得	2,077,000	2,407,000	330,000
STEP5 税額計算	70,850	89,850	19,000	STEP5 税額計算	212,700	245,700	33,000

⇒38万×5%
⇒19000円になる

⇒33万×10%
⇒33000円になる

※所得税額は復興特別所得税を含みません

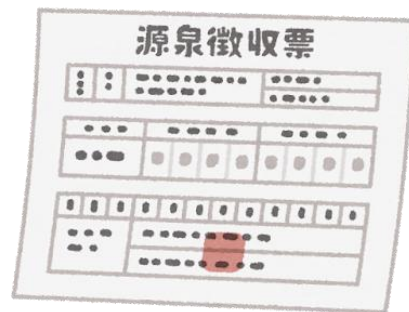
令和8年分の年末調整で変わることを

令和8年11月までの毎月の源泉徴収事務は変わりません。

12月の年末調整では、改正後の基礎控除と給与所得控除を使い、令和8年の年税額を計算します。

毎月の源泉徴収額が年税額を上回れば、差額を還付します。

「178万円」は給与収入のみなど一定条件で本人の所得税がかからない目安です。



出典：国税庁「令和8年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について」



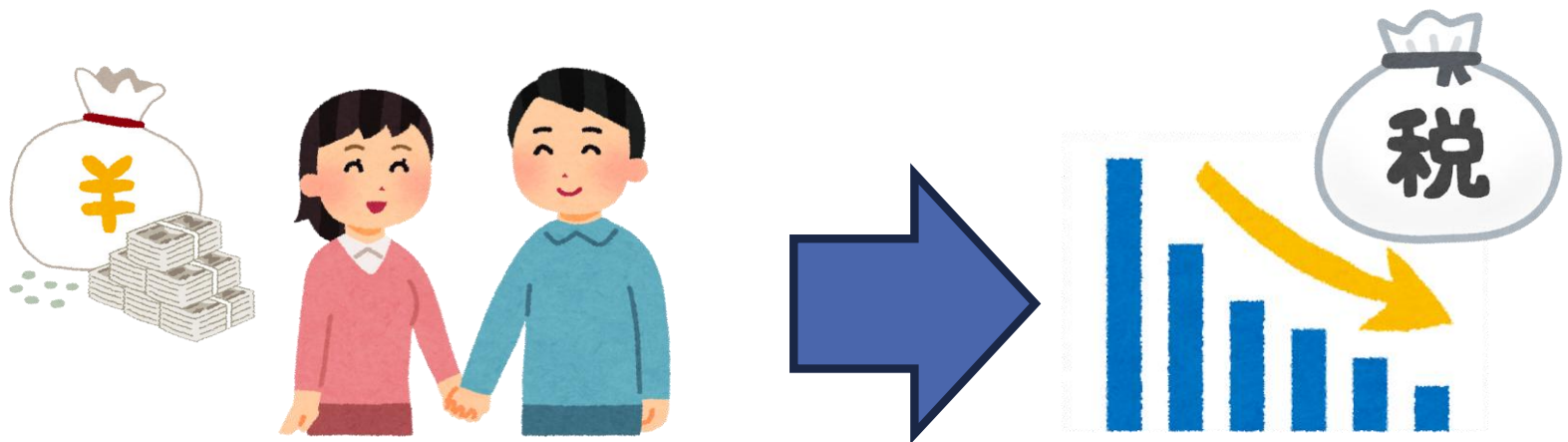
家族の収入を、改正後の基準で確認

配偶者に給与収入がある場合は、改正後の給与所得控除額を使って所得を計算します。

配偶者の給与収入が169万円以下なら、要件を満たす納税者は配偶者（特別）控除を満額受けられます。

扶養親族や19～22歳の親族についても、年間収入の見込みを確認します。

税金の扶養と社会保険の扶養は、判定する制度が異なります。



出典：国税庁「令和8年度税制改正（基礎控除の引上げ等関係）Q&A」





A cartoon illustration of four children, two girls and two boys, standing in a 2x2 grid. Each child has their arms raised in a cheering gesture, with fists clenched. The top-left girl has dark hair and is wearing a pink sweater and purple pants. The top-right boy has dark hair and glasses, wearing a green long-sleeved shirt and green pants. The bottom-left girl has dark hair in pigtails and is wearing a red dress. The bottom-right boy has dark hair and is wearing a blue short-sleeved shirt and blue shorts. All children have wide, happy smiles.

[illegible]

- 令和8・9年分の所得税：給与収入のみなら178万円まで非課税。
- 令和9・10年度の住民税：東京23区の単身者の例では119万円まで非課税。
- 配偶者特別控除：所得税169万円超、住民税174万円超から縮小。207万円超で適用なし。
- 178万円は令和8・9年の時限措置。令和10年分以後は上乗せ部分が終了予定のため、最新の制度を確認。



ただいまより1回目の 質疑応答の時間です

- 画面下の「Q & A」ボタンを押し、ご質問をご入力ください。
(匿名でご質問できます。)

※お時間の制約上、全てのご質問にお答えできかねる点をご了承下さい。

- 適宜、休憩もお取りください。



～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・年収の壁の概要
- ・年収の壁における6つの壁

2 税金と社会保険の壁

- ・社会保険の壁
 - 106万円の壁の撤廃
 - 130万円の壁
 - 扶養判定方法の変更について

- ・税金の壁
 - 所得税について
 - 「178万円の壁」
 - 住民税について
 - 「119万円の壁」
 - 配偶者特別控除
 - 「169万円・207万円の壁」
 - 年末調整について
- ～質疑応答①～

3 社会保険の扶養について

- ・社会保険、税金の扶養の違いについて
- ・税金と社会保険の扶養計算の違い
- ・扶養判定時の提出物について

4 「壁を超える」という選択肢

～質疑応答②～

5 今後に向けたメッセージ



税金の扶養と社会保険の扶養の違いの整理

項目	税金の扶養	社会保険の扶養
判定基準	1～12月の 合計所得金額 (年収－必要経費等)	今後1年の 見込み年収
判定時期	年末（12月）	随時
主な手続	年末調整・確定申告	被扶養者（異動）届等
超えた時の影響	配偶者控除 →配偶者特別控除に切替 (所得増加に応じて控除額は段階的に縮小)	扶養から外れ、自分で保険料を負担
対象範囲	配偶者・親族（生計を一に）	配偶者・3親等内親族等 (生計維持)

社会保険：被扶養者になれる親族の範囲

3. 社会保険の扶養について

「日本国内に住所（住民票）があり、被保険者が主として生計を維持していること」が前提となります。

【同居・別居どちらでも可】

- ・配偶者（事実婚を含む）
 - ・子・孫・兄弟姉妹
- ・父母・祖父母など直系尊属

【同居（同一世帯）が必要】

- ・左記以外の三親等内の親族（おじ・おば・おい・めい等）
- ・内縁の配偶者の父母・子

■ 生計維持要件

同居は収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満、別居は扶養者からの仕送り額未満であること

■ 別居の場合は、送金事実と仕送り額がわかる書類

（振込通知書・通帳の写し等）の添付が必要

※16歳未満、16歳以上の学生は不要

2020年4月から「日本国内に住所（住民票）」が要件に。
海外在住は、原則扶養認定されませんが、特例要件があります。

【原則：認定不可】

日本に住所（住民票）がない海外在住の親族は、国内居住要件を満たさず原則、被扶養者になれない

【例外：認められる例】

- ・留学する学生
- ・海外赴任者の同行家族
- ・赴任中に出生・婚姻した家族等

■ 必要書類：ビザ・学生証・海外赴任辞令等＋生活費送金の記録（振込通知書・通帳の写し等）

社会保険の扶養判定は「認定時点から向こう1年間の見込み収入」で判断します。

区分	該当する主な項目
含まれる収入	給与収入（基本給・通勤手当・各種手当・残業代などの総支給額）、賞与、公的年金、雇用保険の基本手当（失業手当）、傷病手当金・出産手当金、事業・不動産収入
含まれない収入	一時的な譲渡所得や退職金、非課税の見舞金・慶弔金など（継続性のない一時金）
月額・日額の目安	給与収入月額108,333円以下、 雇用保険の基本手当日額3,611円以下

ポイント：社会保険は通勤手当等も収入に含まれますが、税金では非課税の通勤手当は除外されます。

税金と社会保険の扶養計算の違い

【税金の扶養】

年間収入（実績）

136万円－給与所得控除
（最低74万円）

所得 62万円



所得62万円以下なら扶養

【社会保険の扶養】

年間収入（見込み）
＝賃金＋賞与＋手当の総額

基準 130万円



130万円未満なら扶養

（19歳～22歳は150万円未満
〈被保険者の配偶者を除く〉・
60歳以上・障害のある方は180万円未満）

ポイント：「税金の扶養」には入れても、
「社会保険の扶養」には入れないことがありますので、
注意が必要です。

扶養判定時の提出物について

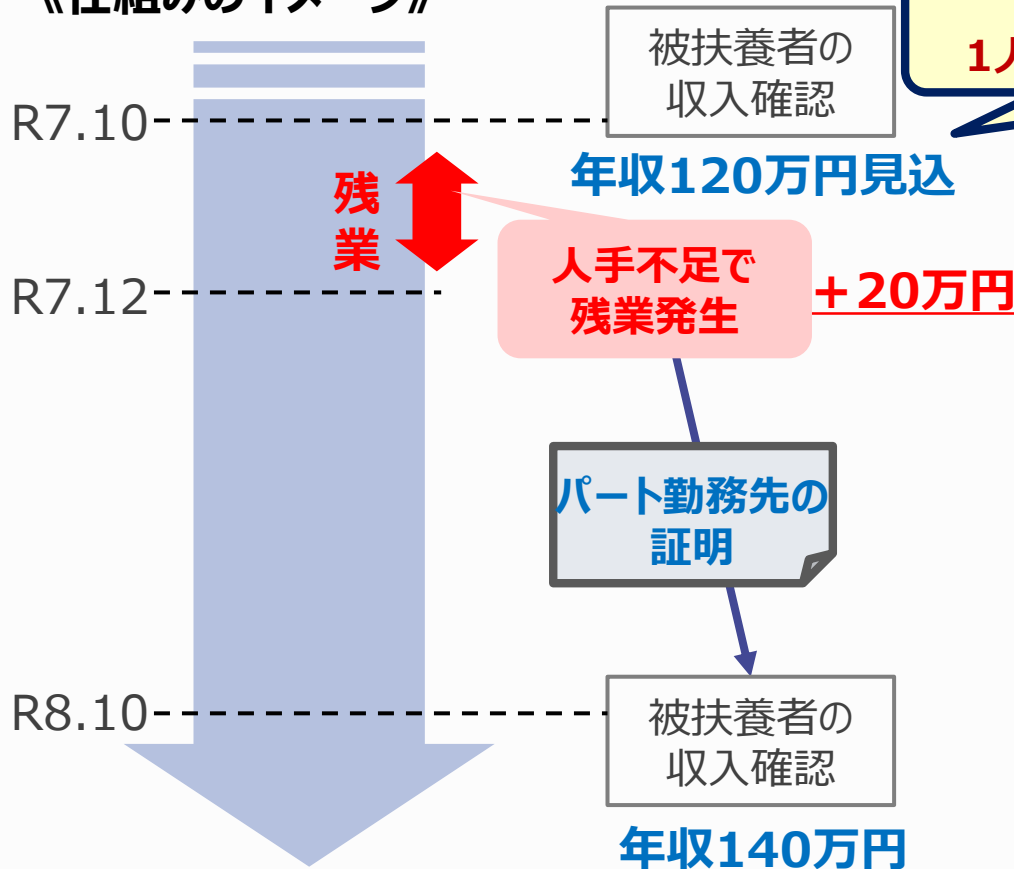
状況	主な提出書類
共通（全員）	健康保険被扶養者（異動）届
続柄の確認	続柄記載の住民票・戸籍謄本等
退職の確認	退職証明書
収入の確認	課税（非課税）証明書、 年金額通知書・確定申告書等のコピー、 （2026年4月～）労働条件通知書等＋「給与収入のみ」の申立書
失業給付受給中・ 受給終了後	雇用保険受給資格者証・離職票のコピー

ポイント：必要書類は保険者（協会けんぽ／各健保組合）ごとに異なるので、事前に参加先に確認することが重要。

事業主の証明についての概要

繁忙期の労働時間延長などにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養であり続けることが可能となる仕組みです。

《仕組みのイメージ》



制度として恒久化されましたが、
1人あたりの利用は原則連続2回まで！

《証明書のサンプル》

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者※1については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円未満※2です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

提出年月日※3		令和	年	月	日
被保険者	(フリガナ) 氏 名				
	被保険者等記号・番号				
被扶養者	(フリガナ) 氏 名				
	被保険者等記号・番号				

※3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

事業所所在地	〒	—
事業所名称		

出典：『パート・アルバイトで働く「130万円の壁」でお困りの皆さまへ』（厚生労働省リーフレット）を元に作成

<https://www.mhlw.go.jp/content/001162154.pdf>

使用検討時のポイント

ポイント	内容
一時的な増収かどうか	基本給アップ・所定時間増・恒常手当の新設は「一時的」扱いにならない。他の社員の休職・退職による業務増加や繁忙期の残業などのケースが対象となる。
証明書の効力	「提出＝必ず扶養継続」ではなく、保険者が雇用契約・増収理由・金額・生計維持状況を総合的に判断する。
利用回数	原則として同一人について連続2回まで。年1回確認なら2年連続が上限のイメージ。
他の要件との関係	生計維持要件（被保険者の収入との比較・仕送り額との比較）を満たさなければ、収入基準をクリアしても被扶養者にはならない。
保険者ごとの違い	収入確認の方法・タイミング・必要書類は保険者（協会けんぽ／各健保組合）ごとに異なる。事前に加入先に確認することが重要。

使用方法について

① 扶養している家族（被扶養者）の勤務先の事業主へ、証明の作成を依頼



② 事業主が、労働条件から本来想定される年収・人手不足による労働時間延長等が行われた期間・その期間の収入実績額等を記載



③ 被保険者の勤務先経由で保険者へ提出

※様式は保険者ごとに案内あり（協会けんぽは任意様式を公表）

新たに被扶養者の認定を受ける際や健康保険組合等の保険者が被扶養者の資格確認を行う際に、年間収入が確認されることになります。

各保険者の被扶養者の収入確認のタイミングに合わせて、被扶養者の勤務先の事業者から一時的な収入変動である旨の証明を取得してください。

年収の壁への支援策

3. 社会保険の扶養について

国は「壁を意識せず働ける環境づくり」に向け、支援や制度の見直しを進めています。

130万円の壁への対応

パート・アルバイトで
就業中の皆様

事業主の証明による被扶養者認定

- ・一時的な収入増で130万円を超えても、事業主証明により原則連続2回まで扶養継続が可能（令和7年10月恒久化）

労働契約による被扶養者認定（2026年4月～）

- ・労働条件通知書に記載された年収見込みが130万円未満なら、残業等で結果的に超えても扶養継続が可能

社会保険加入後の負担軽減

企業向け

キャリアアップ助成金

- 「短時間労働者労働時間延長支援コース」
- ・労働時間の延長などにより収入を増加させる取組を行う事業主に、労働者1人あたり最大75万円を助成

保険料調整制度

- ・新たに社会保険へ加入する短時間労働者（標準報酬月額12.6万円以下）について、事業主が本人負担分の一部を一時的に肩代わり。追加負担分は後日全額調整され、本人の負担が通算3年間軽減（2026年10月～）

配偶者手当への対応

企業向け

企業の配偶者手当の見直し促進

- ・配偶者の収入により支給制限のある手当は、就業調整の一因に
- ・厚生労働省は見直しの手順を示すフローチャート等を公表し、企業の取組を後押し



- 税制と社会保険の「扶養」の違いを理解しましょう。
 - ☆ 税制（136万円等）：1月～12月の確定した所得で判定し、非課税通勤手当は除外。
 - ☆ 社会保険（130万円）：認定時点からの今後1年間の見込み収入で判定し、通勤手当や各種手当も収入に含まれる。
- 保険者（協会けんぽ・各健康保険組合）ごとの独自ルールを確認しましょう。
 - ⇒収入確認の方法・タイミング・必要書類や株式売却益や配当などの取り扱いについては、保険者ごとに異なる場合があるため、事前の確認が重要。



～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・年収の壁の概要
- ・年収の壁における6つの壁

2 税金と社会保険の壁

- ・社会保険の壁
 - 106万円の壁の撤廃
 - 130万円の壁
 - 扶養判定方法の変更について

・税金の壁

- 所得税について
 - 「178万円の壁」
 - 住民税について
 - 「119万円の壁」
 - 配偶者特別控除
 - 「169万円・207万円の壁」
 - 年末調整について
- ～質疑応答①～

3 社会保険の扶養について

- ・社会保険、税金の扶養の違いについて
- ・税金と社会保険の扶養計算の違い
- ・扶養判定時の提出物について

4 「壁を超える」という選択肢

～質疑応答②～

5 今後に向けたメッセージ

「壁の内側」「壁を超える」を考える

今は扶養内で働くことが生活に合う場合もあります。収入を増やしたいときは、税・社会保険・会社の手当を確認し、将来の経験や収入も含めて考えましょう。

壁の内側で働くとき

- ① 家庭や体調との両立を優先できる
- ② 社会保険料や会社の手当を確認する
- ③ 仕事の経験も少しずつ積む
- ④ 状況が変われば、働き方を見直す

POINT1 将来も活かせる経験や
スキルを身につける

POINT2 長く働き続けられる
環境や働き方を見つける

POINT3 自分らしく働ける
仕事を選ぶ



社会保険の加入対象は今後さらに拡大へ

現在は51人以上の企業が対象ですが、令和9年（2027年）10月からは36人以上の企業も対象となり、最終的には令和17年（2035年）10月に企業規模要件が撤廃される予定です。



企業の規模

短時間で働く従業員が社会保険の加入対象となる企業の範囲が段階的に拡大されます。

従業員数 **51人以上** の企業

2027年9月まで

従業員数 **36~50人** の企業

2027年 10月から

従業員数 **21~35人** の企業

2029年 10月から

従業員数 **11~20人** の企業

2032年 10月から

従業員数 **10人以下** の企業

2035年 10月から

▼ 従業員数の数え方

事業所（法人の場合はその法人全体）の
「現在の厚生年金保険の加入対象者」

$$= \text{フルタイムの従業員数} + \text{週の所定労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数}$$

原則として、従業員数の基準を常時上回る企業等（※）が適用対象となります。

※1年のうち6月間以上、厚生年金保険の被保険者の総数が基準を超えることが見込まれる企業等。

出典：厚生労働省「社会保険適用拡大特設サイト」掲載情報を基に作成

働く時間が増えると、経験の積み重ね方も変わります

勤務先や仕事内容によって、次のような可能性が広がることがあります。



担当できる
仕事の幅が広がる



継続的な仕事や
新しい仕事も
任されやすくなる



新しい経験や
スキルを得られる



将来の働き方の
選択肢が増える

仕事の中身は、すでに変わり始めています

AI・DX化により、アナログ作業や定型業務のデジタル化が進んでいます。
企業は、時代の変化に対応できる人材育成やリスキングへの投資を増やしています。

DX・AI化の進展

中小企業でも、アナログ作業やデータのデジタル化が進んでいます。

78.3% 取組企業で成果あり

※DXの取組企業189社。「成果あり」「ある程度成果あり」の合計

仕事の進め方は、少しずつ
“人の手作業中心”から変化しています。

人材育成・リスキングの強化

企業は、DX・AI時代に対応するため人材育成への投資を増やしています。

51.3% 大企業の社員一人当たり人材開発予算が増加

経験やスキルが、次の仕事につながります。

これからは「働く時間」だけでなく、経験・スキル・信頼を
積み上げる視点が大切になってきます。

出典：独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業のDX推進に関する調査（2025年）」、アルー株式会社「人材開発予算に関する調査（2025年）」を基に作成

経験やスキルは、将来の選択肢になります

仕事のやり方、中身が変わる中で、企業は「何時間働けるか」だけでなく、「何ができるか」「どんな経験があるか」も重視するようになっていきます。

短時間勤務でも積み上げられるもの

- **正確さ・段取り力**

限られた時間で正確に進める力

- **コミュニケーション力**

お客様や同僚とのやり取り

- **システムの使用経験**

勤怠や販売管理を扱う経験

- **任された仕事をやりきる力**

最後までやりきる信頼

- **新しいことを学ぶ姿勢**

変化に合わせて学ぶ力

小さな経験の積み重ねが、これからの選択肢を広げます。



働き方は、ライフステージに合わせて選び直せます

家庭や生活の状況は、時期によって変わります。一度決めた働き方も、節目ごとに
見直していきましょう。

考えてみたい4つのこと

- (1) 今、家庭や生活との両立をどの程度重視したいか
- (2) これから身につけたい経験やスキルがあるか
- (3) 将来、仕事の範囲を広げたいか
- (4) 勤務先にどのような制度や機会があるか



正解は1つではありません。自分らしい働き方で、新しい一歩を踏み出しましょう。



ライフ×キャリアの参考ツール

今後の働き方やライフイベントを考える参考として、ライフ×キャリアシミュレーター「イフキャリ」を活用できます。ご自身の収入、働き方、家族構成、ライフイベントなどを入力し、将来の暮らしや働き方を考えるきっかけにできます。



ライフ×キャリアシミュレーターを使ってみよう

スマートフォンで簡単に、世帯全体のお金の将来の見通しを見ることができます！



イフキャリ

検索

<https://lifecareerplansim.metro.tokyo.lg.jp/>

ただいまより最後の 質疑応答の時間です

- 画面下の「Q & A」ボタンを押し、ご質問をご入力ください。
(匿名でご質問できます。)

※お時間の制約上、全てのご質問にお答えできかねる点をご了承下さい。

- 適宜、休憩もお取りください。



【個別相談窓口】のご案内

「年収の壁」に関するご相談に専門家が回答いたします。電話、メール、オンラインでの利用が可能です。お気軽にご相談ください。



お電話で相談

0120-545-027

通話料無料

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

メールで相談

メール相談フォーム >

原則、翌営業日までにご返信します

オンラインで相談

オンライン相談予約 >

オンライン会議ツール「Zoom」を利用

<こんなときにおすすめ>

- ・「年収の壁」制度について、理解が合っているかどうかを確認したい
- ・ネットやAIで調べてみたけど、結局どの情報が正しいか分からない
- ・ダブルワークの場合は？ 個人事業主の場合は？ など、状況に合わせた相談をしたい

リンク：<https://nenshunokabe.metro.tokyo.lg.jp/consultation/>



「年収の壁を知る 個別相談窓口」で検索してください

【個別相談窓口】のご案内



利用者満足度 **97%**

※昨年度の支援後アンケートにて
「とても満足」または「満足」と答えた方

＜実際にあった相談例＞

扶養内でダブルワークをしています。
短時間労働者の社会保険加入基準の週20時間は2社の合計ですか？
それとも個別ですか？また、税の扶養範囲は年収ベースでいくらまでですか？



今は扶養で130万円未満で働いていますが、
来年から子どもが大学生になり時間ができるので、週4日働こうと思っています。
私が扶養を外れることで、夫に影響がありますか？



現在雇用しているパート社員の今後についてです。
稼働時間数を増やす際、労働契約の結び直しは必要でしょうか？また、働き方を切り替えるタイミングが来年4月からとなった場合、切り替えまでの1～3月については社保加入要件に該当しないよう、勤務時間などの調整が必要になりますか？



リンク：<https://nenshunokabe.metro.tokyo.lg.jp/consultation/>



「年収の壁を知る 個別相談窓口」で検索してください



東京しごと財団「年収の壁突破」総合対策促進奨励金

企業向け 情報

社会保険加入促進コース

社会保険料に関する手当などの新設を行うことで「年収の壁」に伴う現場の問題解決に取り組む都内中小企業事業主に奨励金を交付します。

配偶者手当見直しコース

配偶者の収入要件がある配偶者手当を見直すことで、女性の活躍を後押しした都内中小企業事業主に奨励金を交付します。

奨励金 各コース 1 事業主30万円 ※2コース実施の場合、奨励金50万円

- ▶ 令和8年度の交付申請受付期間は全10回です。
※交付申請は、1事業主あたり同一年度につき1回限りです。



募集回	交付申請受付期間	受付社数
第1回	令和8年5月10日(月) 午前9時～5月31日(日) 午後5時	130社
第2回	令和8年6月 1日(月) 午前9時～6月30日(火) 午後5時	130社
第3回	令和8年7月 1日(水) 午前9時～7月31日(金) 午後5時	130社
第4回	令和8年8月 1日(土) 午前9時～8月31日(月) 午後5時	130社
第5回	令和8年9月 1日(火) 午前9時～9月30日(水) 午後5時	130社
第6回	令和8年10月 1日(木) 午前9時～10月31日(土) 午後5時	130社

受付中

リンク: <https://nenshunokabetoppa-syoureikin.jp/>
「年収の壁 奨励金」で検索してください



～講義の内容～

1 年収の壁とは？

- ・年収の壁の概要
- ・年収の壁における6つの壁

2 税金と社会保険の壁

- ・社会保険の壁
 - 106万円の壁の撤廃
 - 130万円の壁
 - 扶養判定方法の変更について

- ・税金の壁
 - 所得税について
 - 「178万円の壁」
 - 住民税について
 - 「119万円の壁」
 - 配偶者特別控除
 - 「169万円・207万円の壁」
 - 年末調整について
- ～質疑応答①～

3 社会保険の扶養について

- ・社会保険、税金の扶養の違いについて
- ・税金と社会保険の扶養計算の違い
- ・扶養判定時の提出物について

4 「壁を超える」という選択肢

～質疑応答②～

5 今後に向けたメッセージ



<今後に向けたメッセージ>



◆年収の壁を超えると、一時的な手取りの減少（いわゆる『逆転現象』）が心配になりますが、社会保険に加入すると、休むときの傷病手当金・出産手当金や一生涯続く厚生年金の増額という大きな安心が得られます。

「壁」に縛られるのではなく、ご自身のライフステージや将来像に合わせた選択を。ご自分の「思い描く人生」に寄り添う働き方へぜひ踏み出してくださいましょう！



◆いまは扶養内で働く事情がある方も多いと思います。けれど、その事情はずっと続くわけではありません。働く時間を抑える期間が長くなるほど、経験の蓄積は細り、将来の選択肢も減っていきます。

キャリアは、女性が自分の手で築ける**再現性のある資産**です。自分で稼ぐ力は、老後の安心、自分名義の資産、そして「自分で決められる人生」につながります。だからこそ、目の前の手取りだけで判断するのではなく、**5年後・10年後の働き方と暮らしをどう描くか**。その未来から逆算して、働き方を選んでください。

皆さんが選ぶ働き方が、より豊かな未来へとつながることを
心から願っています。



次回セミナーのご案内

参加費：無料



※リアル形式

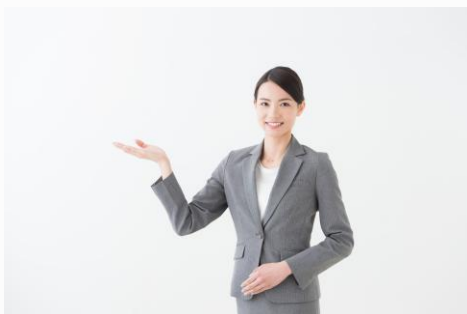
第4回「年収の壁」集合型セミナー

【開催日時】 11月25日（水） 13:30-15:00

【会 場】 はたらく女性スクエア

【対 象】 都内在住または勤務の方

- ✓ 小人数制で実施！働き方や収入について考えたい方におすすめ！
セミナー後には、FPによる相談会も実施します（要予約）



第4回 女性が活躍するための 「年収の壁」普及啓発セミナー

【開催日時】 12月16日（水） 13:30-15:30

【対 象】 都内在住または勤務の方・都内企業

- ✓ 基礎からしっかり学べる！講師2名体制で幅広くわかりやすく解説。
テーマも毎回変わるため、繰り返しの受講もおすすめです。



第2回 企業向け 「年収の壁」対策セミナー

【開催日時】 11月17日（火） 13:30-14:30

【対 象】 都内企業

- ✓ 実務に沿った内容で解説！「年収の壁」の最新情報、
企業としての今後の対応について解説します。

※申込みは開催日の2か月前を目安に、随時開始予定です

年収の壁を知る セミナー

検索

<https://nenshunokabe.metro.tokyo.lg.jp/seminar/>

ご清聴
ありがとうございました

